

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年9月9日付けで提起のあった審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成24年9月5日付け宮社福生福1第198号により行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

請求人は、平成24年8月28日付けで、処分庁に対して、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく求職者支援制度により行われる職業訓練の講座（以下「職業訓練」という。）受講申請のための交通費の支給に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った。これに対して処分庁は、本件処分を行い、請求人宛て保護変更申請却下通知書を送付した。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、このことから本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 請求人は、平成24年6月27日、処分庁に報告・相談の上、職業訓練に申し込み、平成24年7月12日付けで受講決定を受けた。

イ 請求人は、処分庁宛て6月27日の職業訓練受講申請のための宇都宮公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）までの交通費1,580円と7月6日の職

業訓練会場における面接時の交通費1,480円の合わせて3,060円(以下「受講申請等手続きに係る交通費」という。)並びにテキスト代の支給を求め、処分庁からは、職業訓練のテキスト代の支給は困難であること、受講申請等手続きに係る交通費は支給要件に当てはまらないこと、職業訓練受講に係る交通費は職業訓練にあたり支給される交通費から実費控除する旨の電話回答があった。

ウ これに対して、請求人が8月28日付けで処分庁宛て職業訓練受講に係る交通費の支給を求める本件申請を行ったところ、処分庁から9月5日付けで本件処分があった。このため、請求人は、受講に係る諸経費を工面できず、結果として職業訓練の受講を辞退せざるを得なかった。

エ 請求人の職業訓練受講は処分庁の了承を得たものであり、受講申請等手続きに係る交通費を支給しない本件処分は違法不当であり、その取消しを求める。



3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却する裁決を求めるというものであり、理由の概要は次のとおりである。

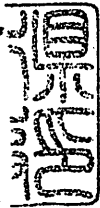
- (1) 処分庁は、請求人から職業訓練の受講申請等に係る交通費やテキスト代の支給を求められたことから、法第17条に基づく生業扶助中の技能習得費の支給を求められたものとしてケース診断会議に諮った上で本件処分を行った。
- (2) 法第17条では、生業扶助の支給に当たり、その但書きにおいて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る旨規定されており、また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-8-(2)-ア-(ア)において、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。」とある。
- (3) 請求人にはコンピューター技術者の職歴があり、その経歴を活かして求職活動を行っているが、今回の職業訓練は、請求人の能力向上の可能性が考えられるものの生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能とは言えないものと判断した。
- (4) また、一般的に、職業訓練の受講申請等手続きに係る経費については日々の生活費のやり繰りにより捻出すべきものであること、処分庁として今回の職業訓練について技能修得の観点から特に必要と認め、受講を指示したわけではないことから本件処分はやむを得ないものである。

4 事実の認定

- (1) 請求人は、平成24年6月27日、ハローワークにおける職業訓練の受講申請に先立ち、処分庁に報告・相談を行った。その際、処分庁から、受講について問題ない旨の回答があり、また、受講申請手続きに当たり必要となる住民票及び納税証明書の発行に際し、手数料無償化のための生活保護受給証明書(以下「受給証明書」という。)の交付を受けた。これを受け、同日、請求人はハローワークにおいて受講申請を行い、また、処分庁に対して、テキスト代及び申請手続きに係るハローワー

クへの交通費の支給について依頼した。

- (2) 請求人は、訓練実施機関から7月12日付けで受講決定の通知を受け、7月16日、処分庁にその旨を報告した。また、併せて、7月27日の入校日に職業訓練に係るテキスト代14,910円を支払う必要があること、7月6日に職業訓練会場で面接試験があり、会場までのバス代が1,480円かかったこと、7月26日までにハローワークにおいて受講に係る手続きを行う必要があることを報告した。
- (3) 処分庁は、(2)を受け、7月17日、請求人宛て連絡を取ったところ、請求人から、受講申請等に係る交通費やテキスト代の支給を求められた。しかし、処分庁は、当該費用は生活費や月額10万円の職業訓練給付金及び実費相当分の交通費(以下「給付金等」という。)から捻出するのが妥当であるとし、給付金等の支給予定について確認するよう伝えた。
- (4) 同日、請求人は処分庁に対して、ハローワークから支給される給付金等の支給時期が9月となることをハローワークに確認した旨報告するとともに、受講に係る1か月分のバス定期代24,780円とテキスト代14,910円の支給を求めた。
- (5) 7月18日、請求人は処分庁に対して、テキスト代節減のため、中古本を検討中の旨報告の上、改めて受講申請等に係る交通費やテキスト代の支給を求めた。7月23日、処分庁は請求人宛て架電の上、テキスト代の支給は困難であり、また、職業訓練受講に係る交通費はハローワークから支給される交通費から実費控除する旨回答した。これを受け、請求人は、ハローワークにテキスト代の後納及び交通費の前渡について相談するも、叶わず受講を辞退した。
- (6) 8月2日、請求人は処分庁に対して、受講申請等手続きに係る交通費3,060円及びテキスト代(中古本)4,277円で総計7,337円を示し、支給を求めるとともに、宇都宮市雇用支援対策基金事業のTOEIC講座の受講を検討中である旨報告した。8月7日、処分庁は生活状況把握のため請求人宅訪問の上、8月2日の支給依頼については後日回答する旨請求人に伝えた。
- (7) 8月9日、処分庁から請求人宛て架電の上、8月2日の支給依頼のあった内容については、就職に確実に繋がるか否か不明確であるため支給困難である旨回答した。請求人は、一旦これを了承したが、8月10日、処分庁に対して文書による回答を求めるとした。
- (8) 8月27日、処分庁はケース診断会議を開催して本件申請について、上記3(2)から(4)のとおり判断の上、本件申請を却下することとし、請求人に対して支給困難の旨回答した。なお、書面による回答を希望する場合は、保護変更申請書により申請するよう伝えたところ、8月30日、請求人から8月28日付けの保護変更申請書が送付された。
- (9) 処分庁は、「申請された技能習得費については、その技能を修得することによって、収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みが無い」として9月5日付けで本件処分を行った。これに対して請求人は、本件処分を違法不当として、9月9日付けで本件審査請求を提起した。
- (10) 処分庁は、本件申請について、請求人が受講申請等手続きに係る交通費、職業訓練に係るテキスト代及びTOEIC講座のテキスト代について生業扶助として支給を求めていたものと解していたが、9月9日付け本件審査請求書及び11月7日付け反論書より



請求人が本件申請で支給を求めていた内容は、あくまで受講申請等手続きに係る交通費としての移送費のみであることが確認された。

5 審査庁の判断

(1) 本件申請のあり方について

ア 先ず、申請の内容についてであるが、本件申請は、生業扶助を求めるものとしてなされており、これに対して処分庁は上記4(10)のとおり認識の上、本件処分に及んでいる。本件審査請求に係る請求人と処分庁とのやり取り及び物件からは、請求人は、処分庁に対して、①受講申請等手続きに係る交通費、②テキスト代及び③職業訓練受講に係る交通費を求めているものと解されるが、本件審査請求における請求人の申立によれば、請求人が求めていたのは、当初より①受講申請等手続きに係る交通費のみとあることから、当該交通費について判断するものとする。

イ 次に、申請のあり方について考察する。法第24条第5項の規定に基づき行われる保護の変更申請は、事前申請を前提としているが、一方で、事後申請を一切許容しないことにより、かえって法の適用を形骸化・硬直化させ、法の目的を達成できないことに繋がりがねない場合もあることから、その許容の可否については慎重に検討する必要がある。上記4のとおり、①受講申請等手続きに係る交通費、②テキスト代及び③職業訓練受講に係る交通費については、請求人と処分庁との間において6月27日からやり取りがなされている。その中で処分庁は、複数回口頭により請求人宛てこれら交通費及びテキスト代の不支給について伝えており、請求人は、不支給について文書回答を求め、結果として本件申請に至ったものである。従って、本件審査請求に係る実質的なやり取りは本件処分前に行われており、本件処分は、一連の経緯を整理したものと言え、本件申請が事後申請となった点については事情やむを得ないものと解される。

(2) 移送費の適用規定について

ア 処分庁は、法第17条の規定に照らし、生業扶助の一環としてその適否を検討の上本件処分を行っているが、請求人が求める①受講申請等手続きに係る交通費は、求職活動に係る移送費として整理されるべきものであり、法第12条の規定に基づく生活扶助費の中の一時扶助費たる移送費に該当するものである。上記4にあるとおり、処分庁は、請求人と①受講申請等手続きに係る交通費、②テキスト代及び③職業訓練受講に係る交通費についてやり取りを重ねており、①受講申請等手続きに係る交通費についても含めた上で、その適否を判断しているが、①受講申請等手続きに係る交通費支給の検討については適用条文に誤りがあり、法第17条を根拠とする処分理由についても誤りがあったものと認めざるを得ない。

イ 本件移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-(ウ)にいう“被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合”に必要とする移送費にあたるものであるが、ここでいう“実施機関の指示又は指導”については、日時や場所等を特定した個別具体的なものである必要は無く、被保護者に対する一般的



な指導・指示で足りるものとされている。処分庁は請求人の援助方針として求職活動の継続を掲げており、また、後述のとおり、処分庁は請求人の受講を了承していると認められることから、“実施機関の指示又は指導”に係る要件は満足しているものと解される。

ウ なお、法第12条の規定に基づく移送費の支給については、局長通知第7-2-(7)アにおいて、その前提条件として“他に経費を支出する方法がないとき”をあげており、被保護者は、一義的には一般的な生活費の範囲内で移送に係る費用を捻出することを求められるものであるが、保護費による遣り繰りの可否についても、処分庁は、5において述べる諸々の状況を踏まえ、総合的に判断すべきであったところである。

(3) 処分庁の了承について

ア 上記4(1)のとおり請求人は、処分庁に職業訓練受講を相談の上、担当現業員から受講を是認する発言があったこと、処分庁から受講申請時の必要書類入手に係る受給証明書の交付を受けたことから、受講について処分庁の了承があったものとしているが、これに対して処分庁は、請求人からの相談の結果、その自発的な受講に同調しただけであり、処分庁として受講の必要性を認めて指示したわけではないとしている。

イ 受給証明書の交付は、請求人の生活保護受給を証明する事実行為であるから、それ自体に受講に係る処分庁の意思が介在するものではないが、担当の現業員は、請求人の相談に対して受講に反対する旨の意思表示をしておらず、請求人の行動に同調している。生活保護制度において現業員は、福祉事務所と被保護者との接点となる者であり、その言動は、福祉事務所の指導・指示の内容を伝達するものであるから、本件における現業員の対応からは、処分庁が請求人の受講を了承しているものと解されよう。

(4) 職業訓練に係るテキスト代支給の可否について

ア 本件審査請求で直接的に争点となっているのは、職業訓練の受講申請及び面接試験時の交通費であるが、請求人は当初、処分庁に対して職業訓練に係るテキスト代についても検討して欲しい旨依頼していた。職業訓練では、特定求職者が公共職業安定所長の指示を受けて認定職業訓練等を受講する際に給付金等が支給されるが、その取扱い等については、平成23年10月1日以降、「求職者支援制度における職業訓練給付金に係る収入認定の取扱いについて（平成23年9月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「事務連絡」という。）」により定められている。

イ 事務連絡の3後段では、テキスト代について、「また、職業訓練を受講する上で必要となる経費（テキスト代等）について受講者負担が発生する場合は、必要に応じ、生業扶助（技能修得費）の支給を検討すること。」とされており、被保護者が高額のテキスト代等を一時立替払いする負担を軽減するため、支給された職業訓練給付金から必要経費として実費控除する取扱い以外に、生業扶助として支給対象として差し支えない旨通知されている。処分庁は、平成24年7月17日及び7月23日の請求人とのやり取りにおいて、テキスト代は支給出来ない旨回答しているが、本件審査請求が受講に係る経費捻出が困難であることに起因するものであることを考えると、事務連絡の3後段に拠る対応をしていれば、今般の状況は回避できたものと思料される。

以上より、本件処分は、違法・不当であると認められ、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年3月23日

栃木県知事 福田 富

